

2021年12月14日

各位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス・オフィス投資法人
代表者名 執行役員 桃井 洋聡
(コード番号 8972)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦
問合せ先
オフィス・リート本部 戦略企画責任者 桃井 洋聡
TEL: 03-5157-6010

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ケネディクス・オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2022年1月28日に開催する本投資法人の第11回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約別紙2関係）。
- (2) 資産運用会社に対する資産運用報酬につき、以下の変更を行うものです（現行規約別紙3関係）。
 - ① 取得報酬について、物件売買市場における競合先との取得競争が激しい環境が続く中、物件取得に至るまでの取得候補物件に係る情報収集や調査、各種契約条件の調整等といった業務負担が従前より大幅に増していることに鑑み、取得報酬の金額をかかえる業務負担に見合った水準とする目的で、本投資法人の設立以来変更がなかった取得価額に乗すべき料率を、0.5%から1.0%に引き上げるとともに、利害関係者及び利害関係者以外の第三者との物件取得先の違いにより、資産運用会社の物件取得に係る業務負担に特段の差がないことを考慮し、同じく取得報酬の金額をかかえる業務負担に見合った水準とする目的で、利害関係者からの取得の場合に適用されている料率の定めを廃止するものです。
 - ② 譲渡報酬について、これまで譲渡損益に関わらず、譲渡価額に0.5%を上限とする料率を乗じて算出していた譲渡報酬の料率の定めを廃止し、当該営業期間において最終的な譲渡益が生じた場合に限り、当該譲渡益の金額を基準にその一部を譲渡報酬とする成果連動型の料率を新設し、投資主の皆様との利益の一体性を強化するものです。
- (3) その他、誤記の訂正、条文の整備、不要となった規定の削除その他による、表現の変更及び字句の修正等を行うものです。
(規約変更の詳細については、添付の「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

提案の理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員桃井洋聡は、2022年1月31日をもって任期満了となりますので、2022年2月1日付で新たに執行役員1名（候補者：寺本光）の選任をお願いするものです。

- (2) 執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年2月1日付で新たに補欠執行役員1名（候補者：桃井洋聡）の選任をお願いするものです。
- (3) 監督役員鳥羽史郎、森島義博及び関高浩の3名は、2022年1月31日をもって任期満了となりますので、2022年2月1日付で改めて監督役員3名（候補者：森島義博、関高浩及び徳間亜紀子）の選任をお願いするものです。

（役員選任の詳細については、添付の「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日 程

2021年12月14日	投資主総会提出議案承認の役員会
2021年12月24日	投資主総会招集ご通知の発送(予定)
2022年1月28日	投資主総会開催(予定)

以 上

<添付資料>

- ・第11回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のウェブサイト：<https://www.kdo-reit.com/>

(証券コード 8972)
2021年12月24日

投資主各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ケネディクス・オフィス投資法人
執行役員 桃井 洋 聡

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、ケネディクス・オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の行使は、書面によって行うこともできます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2022年1月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2022年1月28日（金曜日）午後2時00分
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野ビルディング4階 イイノホール&カンファレンスセンター Room A1+A2+A3
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
本投資法人のホームページ (<https://www.kdo-reit.com/>)
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は開催しないこととしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ & A」（その後の修正を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主の皆様へのお願い>

- ・本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。風邪症状がある方等体調不良の方に加えまして、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、接触感染リスク低減のため、本投資主総会へのご来場をお控えいただくこと及び同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・上記に該当されない投資主様におかれましては、接触感染リスク低減のため、議決権の行使を書面によって行うことについて、ご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な対応をとるため、当日の会場では、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・役員、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスク等をご着用の上で会場へお越しいただき、会場受付でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口での体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱や咳などの症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更等を行う可能性がございます。その場合につきましては、その旨のお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.kdo-reit.com/>）に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約別紙2 関係）。
- (2) 資産運用会社に対する資産運用報酬につき、以下の変更を行うものです（現行規約別紙3 関係）。
 - ① 取得報酬について、物件売買市場における競合先との取得競争が激しい環境が続く中、物件取得に至るまでの取得候補物件に係る情報収集や調査、各種契約条件の調整等といった業務負担が従前より大幅に増していることに鑑み、取得報酬の金額をかかえる業務負担に見合った水準とする目的で、本投資法人の設立以来変更がなかった取得価額に乗すべき料率を、0.5%から1.0%に引き上げるとともに、利害関係者及び利害関係者以外の第三者との物件取得先の違いにより、資産運用会社の物件取得に係る業務負担に特段の差がないことを考慮し、同じく取得報酬の金額をかかえる業務負担に見合った水準とする目的で、利害関係者からの取得の場合に適用されている料率の定めを廃止するものです。
 - ② 譲渡報酬について、これまで譲渡損益に関わらず、譲渡価額に0.5%を上限とする料率を乗じて算出していた譲渡報酬の料率の定めを廃止し、当該営業期間において最終的な譲渡益が生じた場合に限り、当該譲渡益の金額を基準にその一部を譲渡報酬とする成果連動型の料率を新設し、投資主の皆様との利益の一体性を強化するものです。
- (3) 上記の他、誤記の訂正、条文の整備、不要となった規定の削除その他による、表現の変更及び字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) ～ (5) (記載省略)</p> <p>(6) 有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、<u>合理的に算定された価額</u>により評価する。</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 当該取引所の最終価格（終値をいい、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、<u>取得価額</u>により評価する。</p>	<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格のない株式等は<u>取得原価</u>により評価する。</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① デリバティブ取引により生じる債権及び債務は<u>時価</u>により評価する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</p> <p>(9) ～ (10) (記載省略)</p> <p>2. ～3. (記載省略)</p>	<p>② 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</p> <p>(9) ～ (10) (現行どおり)</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対して支払う運用委託報酬は、運用報酬Ⅰ、Ⅱ及びⅢ、取得報酬、譲渡報酬並びに合併報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、本投資法人は、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (記載省略)</p> <p>(4) 取得報酬</p> <p>本投資法人が特定資産を取得した場合において、その取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に0.5%を乗じた金額（1円未満切捨て）を取得報酬とする。<u>また、資産運用会社の利害関係取引規程に定める利害関係者からの特定資産の取得については、その取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に0.25%を乗じた金額（1円未満切捨て）を取得報酬とする。</u></p> <p>取得報酬の支払期日は、本投資法人が当該資産を取得した日から1か月以内とする。</p>	<p>別紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対して支払う運用委託報酬は、運用報酬Ⅰ、Ⅱ及びⅢ、取得報酬、譲渡報酬並びに合併報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、本投資法人は、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 取得報酬</p> <p>本投資法人が特定資産を取得した場合において、その取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に<u>1.0%</u>を乗じた金額（1円未満切捨て）を取得報酬とする。</p> <p>取得報酬の支払期日は、本投資法人が当該資産を取得した日から1か月以内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 譲渡報酬 本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、<u>その譲渡価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。）の0.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）</u>を譲渡報酬とする。</p> <p>譲渡報酬の支払期日は、<u>本投資法人が当該資産を譲渡した日から1か月以内とする。</u></p> <p>(6)～(7) (記載省略)</p> <p>(8) 用語の意味 本別紙において、以下に定める用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。</p> <p>①～② (記載省略)</p> <p>③「<u>運用報酬Ⅱ及びⅢ控除前当期純利益</u>」とは、<u>運用報酬Ⅱ又はⅢの対象となる本投資法人の各営業期間ごとに、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る運用報酬Ⅱ及びⅢ（これらの報酬に係る控除対象外消費税を含む。）控除前、税引前の当期純利益を意味する。ただし、2018年5月1日の前日以前の営業期間の運用報酬Ⅱ及びⅢ控除前当期純利益は、当該営業期間に係る運用報酬Ⅱ（当該報酬に係る控除対象外消費税を含む。）控除前、税引前の当期純利益を意味する。</u></p> <p>④～⑥ (記載省略)</p>	<p>(5) 譲渡報酬 本投資法人が特定資産を譲渡した<u>営業期間において、特定資産を譲渡することにより当該営業期間に最終譲渡益が発生した場合には、最終譲渡益に10.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）</u>を当該営業期間に係る譲渡報酬とするが、<u>当該営業期間に最終譲渡益が発生しなかった場合には、譲渡報酬の金額は0円とする。</u></p> <p>譲渡報酬の支払期日は、<u>当該営業期間に係る計算書類等の役員会承認後1か月以内とする。</u></p> <p>(6)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 用語の意味 本別紙において、以下に定める用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③「<u>運用報酬Ⅱ及びⅢ控除前当期純利益</u>」とは、<u>運用報酬Ⅱ又はⅢの対象となる本投資法人の各営業期間ごとに、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る運用報酬Ⅱ及びⅢ（これらの報酬に係る控除対象外消費税を含む。）控除前、税引前の当期純利益を意味する。</u></p> <p>④～⑥ (現行どおり)</p>

<p>⑦「<u>本投資法人が当該資産を譲渡した日</u>」とは、<u>譲渡報酬の対象となる特定資産に関して所有権移転等の権利移転の効果が発生した日</u>を意味する。</p> <p>⑧～⑬ (記載省略)</p>	<p>⑦「<u>最終譲渡益</u>」とは、<u>本投資法人が特定資産を譲渡した日が属する営業期間における、(i)当該営業期間中に譲渡された特定資産の譲渡価額(ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。)</u>の総額が、<u>(ii)当該営業期間中に譲渡された特定資産それぞれの、所有権移転等の権利移転の効果が発生する直前における帳簿価額の総額を上回った場合における、上記(i)の金額から上記(ii)の金額を控除した金額</u>を意味する。</p> <p>⑧～⑬ (現行どおり)</p>
---	--

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員桃井洋聡は、2022年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、2022年2月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項の規定により、2022年2月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2021年12月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
てらもと ひかる 寺本 光 (1970年11月5日)	1994年4月 株式会社さくら銀行 2000年7月 さくら証券株式会社 2001年4月 大和証券SMBC株式会社 2007年9月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 2010年6月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社 2012年6月 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社 財務企画部 財務担当部長 2012年8月 同社 取締役財務企画部長 2013年10月 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 KRIファンド本部 企画部長 2014年2月 同社 オフィス・リート本部 企画部長 2017年3月 ケネディクス株式会社 経営企画部長 2017年3月 ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社 取締役(非常勤) 2017年3月 CREリートアドバイザーズ株式会社 取締役(非常勤) 2017年9月 ケネディクス・プロパティ・マネジメント株式会社 取締役(非常勤) 2017年9月 ケネディクス・エンジニアリング株式会社 取締役(非常勤) 2017年10月 株式会社シーアールイー 取締役(非常勤) 2019年3月 ケネディクス株式会社 執行役員 経営企画部長 2021年8月 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 コーポレート本部特命担当部長	0口

	2021年11月	同社 取締役最高業務執行者 (COO) 兼オフィス・リート本部長 兼コーポレート本部長(現在に至る)	
--	----------	--	--

- 会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社の取締役最高業務執行者 (COO) 兼 オフィス・リート本部長 兼 コーポレート本部長です。
- 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年2月1日付で新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第20条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の選任日である2022年2月1日から、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2024年1月31日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2021年12月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
もも い ひろ あき 桃 井 洋 聡 (1975年12月17日)	1999年4月	日本生命保険相互会社	0口
	2008年5月	セキュアード・キャピタル・ ジャパン株式会社	
	2014年8月	ケネディクス株式会社 ケネディクス不動産投資顧問株式 会社 出向 オフィス・リート本部 企画部 兼 財務経理部 マネジャ ー	
	2017年1月	同社 オフィス・リート本部 企画 部 兼 財務経理部 シニアマネジ ャー	
	2018年4月	同社 オフィス・リート本部 企画 部長	
	2021年11月	同社 オフィス・リート本部戦略企 画責任者 兼 戦略企画部副部長 (オフィス・リート担当) (現在に 至る)	
2021年11月	ケネディクス・オフィス投資法人 執行役員 (現在に至る)		

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社のオフィス・リート本部戦略企画責任者兼 戦略企画部副部長 (オフィス・リート担当) です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の

業務全般を執行しています。

- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、改めて当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員鳥羽史郎、森島義博及び関高浩の3名は、2022年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、2022年2月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項の規定により、2022年2月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	もり しま よし ひろ 森 島 義 博 (1951年1月24日)	1974年4月 三菱信託銀行株式会社 町田支店 1977年7月 同社 不動産部 1982年10月 同社 五反田支店 1985年1月 同社 渋谷支店 1985年3月 不動産鑑定士登録 1992年2月 三菱信託銀行株式会社 不動産部 1994年2月 同社 高松支店 次長 1996年10月 菱信住宅販売株式会社 出向 常務取締役営業本部長 1999年2月 三菱信託銀行株式会社 東京営業第6部長 2000年10月 同社 不動産鑑定部長 2001年4月 明海大学不動産学研究科 客員教授・不動産学部 客員教授 2002年4月 三菱信託銀行株式会社 不動産コンサルティング部長 2003年9月 同社 退社 2006年4月 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 相談役(現在に至る) 2011年4月 森島不動産コンサルタンツ代表 2012年3月 ケネディクス不動産投資法人(現 ケネディクス・オフィス投資法人) 監督役員(現在に至る) 2014年2月 有限会社アイランド・フォレスト 代表取締役(現在に至る) 2014年6月 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社 社外監査役(現在に至る)	0口

		2016年9月	一般財団法人 住宅改良開発公社 アドバイザー（現在に至る）	
		2016年10月	森島不動産コンサルタンツ代表（現在に至る）	
		2019年4月	四電ビジネス株式会社 アドバイザー（現在に至る）	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有する 本投資法人の 投資口数
2	せき たか ひろ 関 高 浩 (1966年6月19日)	1989年4月 1990年4月 1991年1月 1997年4月 2000年11月 2001年5月 2002年2月 2002年6月 2014年2月	Goldman Sachs (Japan) Corp. S. G. Warburg証券会社 同社 退社 東京弁護士会登録 片岡総合法律事務所 アソシエイト GEフリートサービス株式会社 執行役員 法務室長 同社 取締役 法務室長 三宅坂総合法律事務所 アソシエイト 同所 パートナー (現在に至る) ケネディクス・オフィス投資法人 監督役員 (現在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有する 本投資法人の 投資口数
3	とくま あきこ 徳間 亜紀子 (戸籍上の氏名 いわさき あきこ 岩崎 亜紀子) (1973年11月14日)	1996年3月	徳間コンサルティング株式会社 取締役 (現在に至る)	0口
		1998年10月	中央監査法人	
		2002年3月	公認会計士登録	
		2007年8月	新日本監査法人	
		2010年10月	徳間公認会計士事務所 (現在に 至る)	
		2011年2月	税理士登録	
		2015年1月	税理士法人徳間会計 (現在に至 る)	
		2020年11月	税理士法人徳間会計 社員 (現 在に至る)	

- ・ 上記監督役員候補者3名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者森島義博及び上記監督役員候補者関高浩は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・ 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者森島義博及び上記監督役員候補者関高浩は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記監督役員候補者森島義博及び上記監督役員候補者関高浩が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者徳間亜紀子が監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

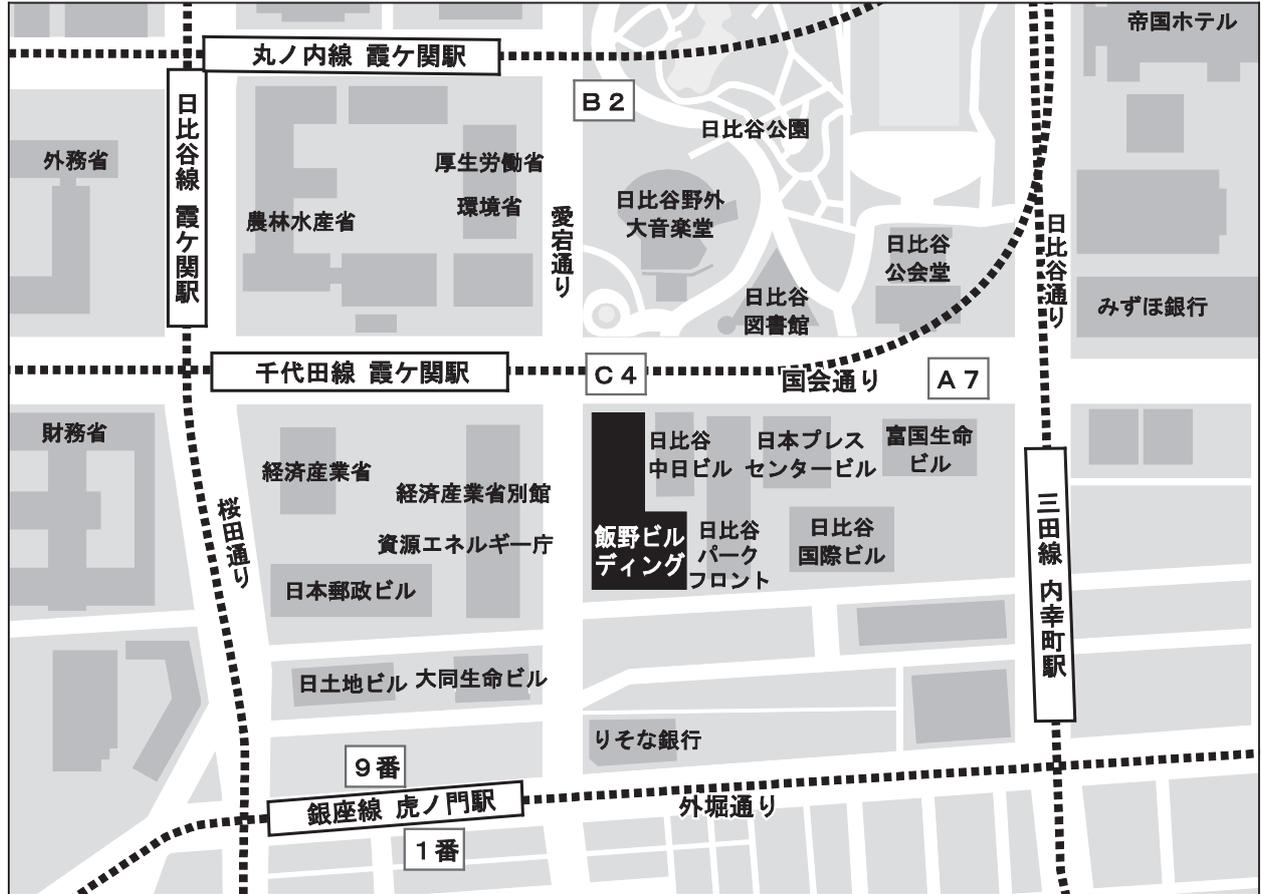
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野ビルディング4階
イイノホール&カンファレンスセンター
Room A1+A2+A3
電話 03-3506-3251



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅（出口C4）直結
東京メトロ丸の内線 霞ヶ関駅（出口B2）徒歩5分
東京メトロ銀座線 虎ノ門駅（出口1・9）徒歩3分
都営地下鉄三田線 内幸町駅（出口A7）徒歩3分

お願い

●会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。